

【建設交通部】

件名	府民公募型安心・安全整備事業の募集告知について
<p>申立概要 【受理 23.10.3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の説明会で配布された応募要領では、7月15日が締切日であったため、7月上旬に提案書を提出したが、期限が過ぎているとの理由で受理されなかった。 ・府HPで期限を確認すると6月30日が締切日となっていたが、市町村が配布した応募要領と異なっている。なぜこのようなことが起こったのか。
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配布された応募要領は、締切日が決まっていない段階で、府が市町村の求めに応じ送付した原稿案（締切日：7/15と記載）が配布されたものと認められます。 ・案の送付に際して、市町村へは締切日が決まっていないこと、さらに、締切日が決定した時点においても、再度連絡されていたことを確認しました。 ・府の窓口では、当初、期限が過ぎているため提案書を受理しませんでしたでしたが、上記の事情が確認されたため、提案書は受理されています。
<p>回答 (意見・要望) 【通知 23.10.24】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的には、府と市町村の連絡が不十分であったことが混乱を招いた要因であることから、要因について点検し、必要な改善を行うよう求めました。